

参考資料

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>はじめに</p> <p>福島県社会福祉審議会では、<u>県立社会福祉施設を取り巻く社会情勢の変化や利用者のニーズを踏まえ、施設の役割や今後の方向性について調査審議し、県立社会福祉施設のあり方について、県に対して平成28年10月に意見具申を行った。これを踏まえ、県では郡山光風学園の廃止や若松乳児院における指定管理者制度の導入等に取り組んできたところであり、施設の計画的な見直しを通じて、行政サービスの維持・向上に努めてきた。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>この間、当審議会では本県の医療保健福祉行政の指針を示す各種計画の改定に携わり、「全ての県民が心身ともに健康で、幸福を実感できる県づくり」（令和4年3月改定「福島県保健医療福祉復興ビジョン」より）、「県民一人ひとりがともにつながり支え合って、いきいき暮らせる地域共生社会の実現」（令和3年3月改定「福島県地域福祉支援計画」）等の理念を掲げてきた。</u></p> <p>県立社会福祉施設においても、<u>利用者一人一人のニーズに対応した適切なサービスの提供を通じ、個人の尊重を大前提として権利擁護の取組をより一層推進していく必要がある。</u></p> <p>このため、当審議会では、<u>令和6年6月に「県立社会福祉施設のあり方専門分科会」を設置し、県立社会福祉施設のあり方について調査審議してきたが、このほど、県立社会福祉施設の担うべき役割やこれからの方向性などを本書のとおり取りまとめ、県に意見具申することとした。</u></p> <p>1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と<u>見直し</u>の必要性</p>	<p>はじめに</p> <p>福島県社会福祉審議会では、<u>急速な少子高齢化や核家族化の進展、介護保険制度の導入など福祉を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、施設の役割や今後の方向性について調査審議し、県立社会福祉施設のあり方について、県に対して平成16年2月に意見具申を行った。</u></p> <p>県では当審議会の意見を踏まえ、同年3月に「<u>県立社会福祉施設（入所）のあり方見直しについて</u>」を策定し、10施設を民間へ移譲し、6施設に指定管理を導入するなど進捗管理をしながら見直しに取り組んできたところであるが、10年余りが経過し、改めて検討する時期に来ている。</p> <p>また、平成25年3月に県が策定した<u>福島県保健医療福祉復興ビジョン</u>では、「<u>人と地域のつながりに支えられ、子どもたちが健やかに育ち、高齢者、障がい者、すべての人が健康で生きがいと幸せを実感でき、安心して暮らせる新しいふくしま</u>」を目指すこととしており、この理念の下、<u>県立社会福祉施設の利用者一人ひとりのニーズに対応した_____サービスが提供できるよう行政や民間がより一層様々な連携を図っていく必要がある。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>このため、当審議会では、<u>平成28年6月に「県立社会福祉施設のあり方専門分科会」を設置し、県立社会福祉施設のあり方について調査審議してきたが、このほど、県立社会福祉施設の担うべき役割やこれからの方向性などを本書のとおり取りまとめ、県に意見具申することとした。</u></p> <p>1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と_____必要性</p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>(1) 社会情勢の変化による新たな課題等</p> <p>① 法制度の改正等</p> <p>前回の見直し以降、<u>県立社会福祉施設関係の法令の改正等については、令和4年の「<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>」の制定や、<u>児童福祉法の改正などが挙げられる。各施設への主な影響は以下のとおり。</u></u></p> <p><u>(女性自立支援施設)</u></p> <p><u>旧売春防止法により「保護更生」を目的としていた婦人保護事業は、令和6年4月に「<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>」が施行され、<u>困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目的とした女性支援事業として行われることとなった。</u></u></p> <p><u>(乳児院)</u></p> <p><u>「児童福祉法」が平成28年に改正され、子どもが権利の主体であるとの理念のもと、子どもの家庭養育優先原則が明記された。</u></p> <p><u>この改正児童福祉法に基づき平成29年に取りまとめられた国の「<u>新しい社会的養育ビジョン</u>」では、<u>乳児院等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換などについて示された。</u></u></p> <p><u>(障害児入所施設)</u></p> <p><u>平成24年施行の改正児童福祉法において、<u>18歳以上の入所者については、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点から障がい者施策（「<u>障害者総合支援法</u>」）で対応することとされ、<u>障がい者支援施設や地域生活等への移行が進められた。</u></u></u></p> <p><u>令和6年施行の改正児童福祉法においては、<u>一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮するため、<u>22歳満了時までの入所継続が可能となった。</u></u></u></p> <p><u>また、<u>障害児通所支援について、<u>障害種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）が一元化された。</u></u></u></p>	<p>(1) 社会情勢の変化による新たな課題等</p> <p>① 法制度の改正等</p> <p>前回の見直し以降、<u>県立社会福祉施設関係の法令_____については、平成16年の「<u>発達障害者支援法</u>」制定を始め、<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律などが改正されている。そのうち、<u>乳児院や障がい児・者関係施設に係る法令が、<u>下記のとおり大幅に改正されている。</u></u></u></u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(乳児院)</u></p> <p><u>「児童福祉法」が平成16年に改正され、<u>乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件が見直しされ、<u>安定した生活環境の確保等により特に必要がある場合には、<u>乳児院に2歳以上の幼児を、児童養護施設に2歳未満の乳児を入所させることができるものとした。</u></u></u></u></p> <p><u>(障害児入所施設)</u></p> <p><u>「児童福祉法」が平成24年に改正され、<u>障がい児の定義の見直しにより、<u>身体障がいと知的障がいに加えて精神障がい（「<u>発達障害者支援法</u>」第2条第2項に規定する「<u>発達障害児</u>」を含む）が追加された。</u></u></u></p> <p><u>また、<u>障がい種別（知的・盲ろうあ・肢体不自由・重症心身障がい等）ごとに分かれていた施設体系について、<u>通所・入所の利用形態別に区分され、「<u>障害児通所支援</u>」と「<u>障害児入所支援</u>」に再編・一元化された。</u></u></u></p> <p><u>なお、<u>より身近な地域で支援が受けられるよう「<u>障害児通所支援</u>」には、「<u>児童発達支援</u>」や「<u>放課後等デイサービス</u>」等が創設された。</u></u></p> <p><u>このほか、<u>18歳以上の入所者については、<u>子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点から障がい</u></u></u></p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>② 施設利用者の状況の変化</p> <p>県立社会福祉施設の利用者についても、各施設とも内容は異なるものの、それぞれ利用者の状況が変化しており、これに伴い新たな課題が生じている。</p> <p><u>（女性自立支援施設）</u></p> <p><u>女性自立支援施設では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、ドメスティック・バイオレンス（DV）や性的被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性が、若年女性も含めて広く支援対象となった。</u></p> <p>（児童自立支援施設）</p>	<p><u>い者施策（「障害者総合支援法」）で対応することとされた。</u></p> <p><u>なお、経過措置は、平成30年3月までとされており、当該期限までに18歳以上の入所者の地域生活移行など個別支援が必要となる。</u></p> <p>（障害者支援施設）</p> <p>「障害者自立支援法」が平成18年に制定され、身体障がい者及び知的障がい者に、精神障がい者を加え、制度が一元化された。</p> <p>また、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な「障害福祉サービス」や相談支援等が受けられるよう福祉施設や事業体系が抜本的に見直された。</p> <p>「障害者総合支援法」が平成25年に制定され、「障害福祉サービス」の充実など障がい者の日常生活・社会生活を総合的に支援するため、「障害支援区分」の創設や重度訪問看護の対象拡大、ケアホーム（共同生活介護）のグループホーム（共同生活援助）への一元化などの見直しが図られた。</p> <p>また、障がい者の定義が見直され、難病等を抱える方も障がい者に加えられた。</p> <p>② 施設利用者の状況の変化</p> <p>県立社会福祉施設の利用者についても、各施設とも内容は異なるものの、それぞれ利用者の状況が変化しており、これに伴い新たな課題が生じている。</p> <p><u>（婦人相談所・婦人保護施設）</u></p> <p><u>婦人保護施設では、ドメスティック・バイオレンスが社会問題となる中、その被害者の相談や保護が主たる業務となっている。近年、複数人の同伴児と入所する女性が増加しており、入所する女性については、家事等の生活スキルが身につけておらず、センターにおいて自立支援が必要なケースが増えていることから、入所が長期化する傾向にある。</u></p> <p>（児童自立支援施設）</p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>児童自立支援施設の入所児童については、非行行為は減少しているものの、虐待や発達障がい起因する問題行動を抱える児童が増加しており、児童相談所や医療機関と連携しながら、児童の状況に応じた支援を行うことが求められている。</p> <p>（乳児院） 乳児院では、里親のもとでは養育が困難な、疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待され、医療機関との連携が求められている。 また、乳児院においても家庭的環境での養育が必要とされており、加えて、専門性をいかした高機能・多機能化を図ることが求められている。</p> <p>（障害児入所施設） 「医療型障害児入所施設」では、小児科、精神科、発達障がい者支援センター等の診療・支援体制が整備されているが、県内全域からの受診・相談希望が増加しており、初診までの待機期間が長期化している。また、医療的ケア児の認知の高まり等により、県内全域からの相談が増加している。 「福祉型障害児入所施設」では、在宅ニーズの高まりから地域事業所等での受け入れが進んできたことや、少子化に伴う児童数の減少などにより、県内障害児入所施設の入所率が低下している。また、入所児童の3～4割が重度又は最重度の知的障がいをもつほか、自閉症を伴うなど専門性の高い処遇を必要とする児童が多い傾向にある。</p> <p>（障害者支援施設） 「障害者支援施設」では、入所者の高齢化や障がいの重度化、重複化により、医療的なケアが求められているほか、重度障がい者の地域生活での移行先がないことから、入所期間が長期化する傾向にある。</p> <p>（太陽の国関連施設） 太陽の国クリニックでは、利用者の大半を占める太陽の国施設入所者の高齢化や障がいの重度化が進んでいる。 交流センターや勤労身体障がい者体育館では、利用者のニーズの変化や近</p>	<p>児童自立支援施設_____では、非行____は減少しているものの、虐待や____障がい起因する問題行動を抱える児童が増加しており、児童相談所_____との密な連携_____が求められている。</p> <p>（乳児院） 乳児院では、里親のもとでは養育が困難な、疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されているほか、2歳前後の愛着形成に重要な時期に安定した生活が継続できるよう乳児期から幼児期、少年期まで一貫した養育環境が求められている。</p> <p>（障害児入所施設） 「医療型障害児入所施設」では、入所児童の構成が、徐々に肢体不自由児から重症心身障がい児へ移行し、より密度の濃いケアが必要となっている。また、外来においては、発達障がい等を中心とした小児科・精神科等の受診が大幅に増加している。 「福祉型障害児入所施設」では、大笹生学園（知的障がい児）、郡山光風学園（ろうあ児）とも入所児童は減少傾向にあるが、障がいの重度化や身体・知的・発達障がいなどの重複障がいに対応するため、医療的ケアや特別支援教育との連携が求められている。</p> <p>（障害者支援施設） 「障害者支援施設」では、入所者の高齢化や障がいの重度化、重複化により、医療的なケアが求められているほか、重度障がい者の地域生活での移行先がないことから、入所期間が長期化する傾向にある。</p> <p>（太陽の国関連施設） 太陽の国病院では、施設での看取りに取り組んでおり、入院患者が減少している。 厚生センターや勤労身体障がい者体育館では、利用者の高齢化や近隣地域</p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>隣地域における施設整備及び太陽の国の入所施設を建て替えた際に家族室が整備されたこと等により、利用者が減少している。</p> <p>(2) 見直しの必要性</p> <p>県立社会福祉施設のあり方見直しについては、平成28年10月の当審議会の意見具申を踏まえ、県では同年12月に「<u>県立社会福祉施設（入所）のあり方見直しについて</u>」への対応方針を公表し、翌年に工程表を策定した。<u>以降、工程表により進捗管理をしながら指定管理の導入や施設の計画的な廃止等の見直しに取り組んできたところであるが、期間が令和7年度までとなっていることから、新たな工程表を策定する必要がある。</u></p> <p><u>あわせて、前回の意見具申から8年余が経過し、前述のような法制度改正や施設利用者のニーズの変化など、県立社会福祉施設を取り巻く社会情勢も変化し、新たな課題等も生じていることから、県が果たすべき役割を改めて見直す時期に来ている。</u></p> <p>また、太陽の国については、平成18年度から指定管理者制度を導入して以来、利用者本位のサービス提供に努めている。</p> <p>しかし、「障害者支援施設」（ひばり寮・けやき荘・かしわ荘・かえで荘）における入所者のさらなる高齢化、障がいの重度化に伴う課題だけではなく、関連施設においても利用者の減少等、各施設それぞれに課題を抱えていることから、全体的な見直しを行う必要がある。</p> <p>2 県立社会福祉施設の役割</p> <p>県立社会福祉施設の役割を検討するにあたって、前回の意見具申でも触れた行政と民間との役割分担について、前回は踏襲しつつ、人口減少により福祉事業の経営が厳しくなっている状況や、福祉サービスの内容や経営主体が多様化している状況を踏まえ、今回は次のとおり整理する。</p> <p>(1) 県が果たすべき役割</p> <hr/>	<p>における施設整備 _____等により、利用者が減少している。</p> <p>(2) 見直しの必要性</p> <p>県立社会福祉施設のあり方見直しについては、平成16年2月18日の本審議会の意見具申を踏まえ、県では同年3月30日に「<u>県立社会福祉施設のあり方見直しについて</u>」を策定し、<u>これまで10施設を民間に移譲し、6施設に指定管理制度を導入するなど工程管理を行いながら、見直しを進めてきた。</u></p> <p><u>この見直しから10年余が経過し、前述のような法制度改正や施設利用者の状況など、県立社会福祉施設を取り巻く社会情勢も変化し、新たな課題等も生じていることから、見直しを行う必要がある。</u></p> <p>また、太陽の国については、平成18年度から指定管理者制度を導入して以来、利用者本位のサービス提供に努めている。</p> <p>しかし、「障害者支援施設」（ひばり寮・けやき荘・かしわ荘・かえで荘）における入所者の _____高齢化、障がいの重度化に伴う課題だけではなく、関連施設においても利用者の減少等、各施設それぞれに課題を抱えていることから、全体的な見直しを行う必要がある。</p> <p>2 県立社会福祉施設の役割</p> <p>県立社会福祉施設の役割を検討するにあたって、前回の意見具申において整理した行政と民間との役割分担について、あらためて触れておきたい。<u>前回の見直しにおける「県が果たすべき役割」、「民間に期待される役割」は、次のとおり整理されている。</u></p> <p>(1) 県が果たすべき役割</p> <p>① <u>市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的、技術的なサービスの実施や市町村への助言、支援などを行うこと。</u></p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>① <u>市町村や関係機関と連携しながら、地域の特性をいかしつつも、地域格差が生じないようなサービス体制づくりを推進すること。ひいては、厳しい人口減少の局面にあっても、地域福祉の最後の砦として、市町村や民間では採算上経営が困難なサービスを提供していくこと。</u></p> <p>② <u>民間福祉団体等の活動や地域住民の連帯感の醸成などについて、市町村や民間企業と連携・協働し、地域共生社会の実現に向けて活動しやすい環境づくりを行うこと。</u></p> <p>③ <u>先進的なサービスや考え方を施設運営に取り入れるとともに、県立施設の職員の資質や技術の向上に努めつつ、事業者への適切な指導監査や研修事業の実施などにより、ソフト面においても地域福祉を牽引していくこと。</u></p> <p>（2）民間に期待される役割</p> <p>① <u>施設利用者に対し、質の高い生活環境の整備や適切な処遇の確保に努め、本県の施設福祉サービスの向上に寄与すること。</u></p> <p>② <u>地域を市場としながら、市町村や県などの公的なサービスとの連携を進めつつ、新たなニーズやビジネスチャンスを開拓するなど、多様で質の高いサービスを提供していくこと。</u></p> <p>③ <u>健全な事業活動により適正に収益を上げ、社会的責任を果たすことで、福祉が必要な人々を社会全体で支えていく姿勢を示すこと。</u></p> <p>（3）今後、県に求められる役割</p> <p><u>これまでの整理に加え、冒頭に掲げた「権利擁護の推進」及び「個人の尊重」の観点から、入所者が抱える個々の課題への対応についても言及する。</u></p>	<p>② 市町村等 _____ と連携しながら、地域の特性を生かしつつも、地域格差が生じないようなサービス体制づくりを推進すること。 _____</p> <p>③ 民間福祉団体等の活動や地域住民の連帯感の醸成などについて、市町村 _____ と連携 _____ し、 _____ 活動しやすい環境づくりを行うこと。</p> <p>（2）民間に期待される役割</p> <p>① <u>施設運営を行う社会福祉法人は施設利用者に対し、質の高い生活環境の整備や適切な処遇の確保に努め、本県の施設福祉サービスの向上に寄与することが求められる。</u></p> <p>② <u>企業は、地域を市場としながら、市町村や県などの公的なサービスとの連携と競争などを進めることにより、多様で質の高いサービスの提供が望まれる。</u></p> <p>_____</p> <p><u>こうした考え方は、大枠では現在でも大きな変更はなく、今回のあり方検討においても、その延長線上で議論すべきであると考えられるため、上記のような行政と民間の役割分担を踏襲した上で、「今後、県に求められる役割」を検討することとした。</u></p> <p>（3）今後、県に求められる役割</p> <p><u>前回の意見具申において、「行政と民間の役割分担を踏まえ、県としてやるべきこと、県でなければならないことに重点化するとすれば、これからの県立社会福祉施設が担うべきは下記のとおりである」として、次のとおり整理されている。</u></p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>（今後も県が運営する必要がある施設の考え方）</p> <p>① 法令上、県が設置する必要がある施設</p> <p>② 県内全域を対象とした性格を有するなど、広域的な役割を担い、かつノウハウや人材確保の面から民間で経営していくことが困難な施設</p> <p>③ <u>入所者が抱える個々の課題にきめ細かに対応するため、高度、専門的、技術的なサービスを必要とする一方で、市場ニーズが小さく採算がとれない</u>など、ノウハウや人材確保の面から、民間で経営していくことが困難な施設</p> <p>④ <u>県が設置している施設以外に代替が困難であり、かつ、採算上の問題で民間の参入が見込めない施設</u></p> <p>これらについても、今回のあり方検討において、「今後も県が運営する必要がある施設の考え方」として継承すべきと考える。</p> <p>一方で、冒頭でも整理したように、法制度の改正や施設利用者の状況の変化等への対応も必要である。</p> <p>すなわち、県は_____ _____従来からの役割を適切に果たしつつ、法改正や利用者の状況の変化等に伴う課題に対応していくことが求められている。</p> <p>そのためには、「県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」を明確にしたうえで、その方向性に沿って人的・財政的な資源を課題への対応に振り向けていく必要がある。</p> <p><u>なお、これまで民間に任せられる施設を民間へ移譲してきた経緯と実績を考慮し、現存する各施設の移譲の可能性については、引き続き慎重に検討していくべきである</u>_____。</p> <p>このため、新たな課題への対応のための指針となる「県立社会福祉施設の</p>	<p>（今後も県が運営する必要がある施設の考え方）</p> <p>① 法令上、県が設置する必要がある施設</p> <p>② 県内全域を対象とした性格を有するなど、広域的な役割を担い、かつノウハウや人材確保、採算上から民間で対応していくことが困難な施設</p> <p>③ _____高度、専門的、技術的なサービスを必要とする_____ <u>_____など、</u>ノウハウや人材確保の面から、民間で対応していくことが困難な施設</p> <p>④ <u>セーフティーネットを担うなど、採算上から民間の参入が見込めない施設</u></p> <p>これらについても、今回のあり方検討において、「今後も県が運営する必要がある施設の考え方」として継承すべきと考える。</p> <p>一方で、冒頭でも整理したように、法制度の改正や施設利用者の状況の変化等への対応も必要である。</p> <p>すなわち、県は<u>広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供、セーフティーネット</u>など従来からの役割を適切に果たしつつ、法改正や利用者の状況の変化等に伴う新たな課題に対応していくことが求められている。</p> <p>そのためには、「県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」を明確にしたうえで、その方向性に沿って人的・財政的な資源を新たな課題への対応に振り向けていく必要がある。</p> <p><u>また、民間に任せられるものは民間へという前回のあり方検討における考え方を踏襲し、各施設について現在も引き続き県立施設として果たすべき役割があるかについても、再度、検証すべきである</u>と考える。</p> <p>このため、新たな課題への対応のための指針となる「県立社会福祉施設の</p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>あり方検討に当たっての基本的な方向性」において整理しておく。</p> <p>3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性 前述の法制度の改正や利用者の状況の変化及び県立社会福祉施設の役割を踏まえ、 _____ _____今後、新たな課題への対応として、どのようなところに力を入れていくべきかといった基本的な方向性について、次のとおり整理した。</p> <p>① 障がいがある方も地域で共に暮らせる形が理想であり、障がいの程度に関わらず、地域で生活できる環境が必要である。このため、県は障がい児及び障がい者が地域と交流できる<u>機会の創出や機運の醸成に努めるとともに、グループホーム等の地域生活移行の受皿の整備を促進するなど、障がい者及びその家族にとっての選択肢を充実させる必要がある。</u></p> <p>② 施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るために福祉と医療・教育との連携を強化する必要がある。特に、<u>重度障がい者等には、迅速に医療的ケアを提供できる体制を引き続き確保する。</u></p> <p>③ 入所者が<u>生き生きとした表情で健やかに過ごせるよう、</u> _____ <u>居住環境や施設の仕様の検討、規模の適正化を図るとともに、入所者の状況の変化に対応するため、医療を始めとする専門的なケアを充実していく必要がある。</u></p> <p>④ 子どもや困難な問題を抱える女性への支援については、<u>権利擁護の観点から、当事者の最善の利益を念頭に、個別の状況に応じた支援ができるよう、柔軟な支援体制や施設環境の整備を行う必要がある。</u></p> <p>⑤ 慎重に検討した上で役割を終えたと判断できる施設は、<u>計画的に廃止していくことで、必要な施設に行政のリソースを集約して、より時代に合ったハード整備や質の高いサービス提供につなげていく必要がある。</u></p>	<p>あり方検討に当たっての基本的な方向性」において整理しておく。</p> <p>3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性 前述の法制度の改正や利用者の状況の変化及び県立社会福祉施設の役割を踏まえ、<u>県として広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供、セーフティネットなどの役割を適切に果たしつつ、</u>今後、新たな課題への対応として、どのようなところに力を入れていくべきかといった基本的な方向性について、次のとおり整理した。</p> <p>① 障がいがある方も地域でともに暮らせる形が理想であり、障がいの程度に関わらず、地域で生活できる環境が必要である。このため、県はグループホーム等の地域生活移行の<u>受け皿の整備を促進するなど、施設利用者及びその家族の希望に沿った生活を支援するために、サービスの選択肢を準備できるように施策を推進していく必要がある。</u></p> <p>② 施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るための福祉と医療・教育との連携を促進する必要がある。 _____</p> <p>③ 入所者の生活の質の向上を図る観点から、<u>地域生活への移行が難しい入所者もいることも配慮に入れ、居住環境や施設の仕様の検討、規模の適正化を図るとともに、入所者の状況の変化に対応するため、</u> _____ <u>専門的なケアを充実していく必要がある。</u> _____ _____ _____ _____</p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>これらの基本的な方向性を踏まえ、「県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」について整理する。</p> <p>4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性 (1) 女性自立支援施設 ①女性のための相談支援センター （施設の果たしてきた役割） 女性のための相談支援センターは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく女性相談支援センター及び一時保護所と、女性自立支援施設が一体的に運営され、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を併せ持つ施設であり、困難な問題を抱える女性を保護し、心身の健康の回復や自立支援、退所後のアフターケアを行っている。</p> <p>（これまでの見直し状況等） 前回のあり方検討において示された「法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。」という方向性を踏まえ、<u>貧困や心身の疾患等の問題や、外国人である場合の通訳の活用等、個別のケースに応じて、関係機関との連携を図りながら支援を行うとともに、利用者に安全で快適な生活を提供するため、防犯システムの更新等の必要な修繕を行ってきた。</u></p>	<p><u>また、民間に任せられるものは民間にという考えの下、あり方を検討すべきであるが、県立施設の運営を民間に移行する際は、山間部など採算の面から民間ではサービスを維持できない地域の住民に配慮すべきである。</u></p> <p><u>なお、県立社会福祉施設として、運営を継続していくに当たっては、地域のニーズを踏まえ、要援護者に対する支援など、地域における役割を積極的に果たすべきであると考え。</u></p> <p>これらの基本的な方向性を踏まえ、「県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性」について整理する。</p> <p>4 県立社会福祉施設それぞれのこれからの方向性 (1) 婦人相談所・婦人保護施設 ①女性のための相談支援センター （施設の果たしてきた役割） 女性のための相談支援センターは、現在、「売春防止法」及び「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき支援が必要な女子等を早期発見し、相談、調査、指導等を行うほか、一時保護から長期保護までを行う役割を担っている。</p> <p>（これまでの見直し状況等） 前回のあり方検討において示された「<u>婦人相談所と一体的に県自らが女性保護行政の中核施設として運営する</u>」という方向性を踏まえ、<u>平成16年度より、旧しゃくなげ寮（婦人保護施設）と婦人相談所を統合し、移転改築し、女性のための相談支援センターとして県直営で運営している。</u></p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた__課題等) <u>性的被害を受けた女性や若年女性なども含め、様々な困難な問題を抱える女性が支援対象となり、多様化・複雑化した課題に対応する支援スキルが求められている。</u></p> <p>(課題を踏まえた今後の方向性) 本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。 <u>また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により支援対象が拡大されたことを踏まえ、性的被害を受けた女性や若年女性なども含め、広く支援を行うため、一層の支援スキル向上を図る必要がある。</u></p>	<p>(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等) <u>前回の見直し以降、複数人の同伴児と入所する女性が増加しているが、就労するための保育所確保の困難さや家事等の生活スキル獲得等自立支援が必要なケースがあるなど、複数の要因が重なり、入所が長期化する傾向にある。</u></p> <p>(課題を踏まえた今後の方向性) 本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。 <u>また、同伴児と入所する女性や家事等の生活スキル獲得が必要な女性に対しては、引き続き支援の充実を図っていく必要がある。</u></p>
<p>(2) 児童自立支援施設 ①福島学園 (施設の果たしてきた役割) <u>福島学園は、児童福祉法に基づき、不良行為を行った児童やそのおそれのある児童、家庭環境等の理由で生活指導等が必要な児童を入所させ__て指導を行い、自立を支援するとともに、退所後もアフターケアにより相談その他の援助を行っている。</u></p> <p>(これまでの見直し状況等) <u>前回のあり方検討において示された「法定必置機関であることから、今後も県が運営する必要がある。」という方向性を踏まえ、県直営を継続するとともに、平成16年度から福島学園自立支援検討会を開催し、福島学園と児童相談所の間で協議の上、入所児童への自立支援計画を策定し、入所児童の社会的自立を目指した支援に取り組んできた。</u></p>	<p>(2) 児童自立支援施設 ①福島学園 (施設の果たしてきた役割) <u>福島学園は、__不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う役割を担っている。</u></p> <p>(これまでの見直し状況等) <u>前回のあり方検討において示された「法定必置機関であることから、入所定員を見直し、処遇の充実と効率的な運営を進める」という方向性を踏まえ、県直営を継続するとともに、平成16年度より福島学園自立支援検討会を開催し、福島学園と児童相談所の間で協議の上、入所児童への自立支援計画を策定し、入所児童の生活指導等に取り組んできた。</u></p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた_____課題等) <u>非行行為よりも虐待や発達障がい</u>に起因する問題行動を抱える児童の<u>入所が増えてきており、児童相談所や医療機関と連携しながら、児童の状況に応じた支援を行う必要がある。</u></p> <p><u>また、寮舎が現代の生活スタイルや入所児童の特徴に合わなくなってきたことや、経年劣化に伴う施設や設備の老朽化が課題として挙げられる。</u></p> <p>(課題を踏まえた今後の方向性) 本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。 また、虐待や発達障がい<u>に起因する問題行動を抱える児童への支援については、引き続き、児童相談所や医療機関と連携しながら、支援体制を整えていく。</u></p> <p><u>あわせて、計画的な施設の修繕や設備等の更新を行い、生活環境の改善を進めていく。</u></p> <p>(3) 乳児院 ①若松乳児院 (施設の果たしてきた役割) <u>若松乳児院は、本県唯一の乳児院として、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児を含む）を入院させて養育し、退院後もアフターケアにより相談その他の援助を行ってきた。</u></p> <p>(これまでの見直し状況等) <u>前回のあり方検討において「医療機関との連携」と「一貫した養育環境の確保」という2つの方向性が示され、里親では養育が困難な疾患や障がいのある乳幼児を養育することが期待されることから、「医療機関との連携」を優先して新たな乳児院のあり方を議論し、指定管理者制度を導入するとともに、公募により、医療機関からの乳児院の運営に関する事業提案</u></p>	<p>(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等) <u>非行児童は減少しているものの、虐待や発達障がい</u>に起因する問題行動を抱える児童や児童養護施設での暴力行為等の不適応行動により措置変更となる児童の入所が増えている。</p> <hr/> <p>(課題を踏まえた今後の方向性) 本施設は、法定必置機関であり、今後も県が運営する必要がある。 また、虐待や発達障がい<u>に起因する問題行動を抱える児童への支援については、引き続き、児童相談所_____との連携を図りながら、取り組んでいく必要がある。</u></p> <hr/> <p>(3) 乳児院 ①若松乳児院 (施設の果たしてきた役割) 若松乳児院は、_____乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児を含む）を入院させて、これを養育し、併せて退院した者について相談その他の援助を行う役割を果たしてきた。</p> <p>(これまでの見直し状況等) <u>前回のあり方検討において示された「一貫した養育環境の確保を視野に入れ、国の動向を見ながら今後検討する」という方向性を踏まえ、「乳児養護体制のあり方に関する検討会」において、「医療的ケアの確保」と「一貫した養育環境の確保」という2つの方向性が取りまとめられていることから、その具現化の可能性を検討してきた。</u></p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p><u>を受けて指定管理候補者を選定し、新たな乳児院の整備を進めてきた。</u></p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた_____課題等） <u>指定管理候補者が県と協力して事業を展開することとなり、県が求める乳児院の機能が適切に整備されるよう進行管理を行い、指定管理者制度への円滑な移行を目指している。（令和7年2月末に竣工の見込み）</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>指定管理者制度による運営に向けた手続きを引き続き適切に行っていく。</u> <u>なお、令和2年3月に公表した「新たな乳児院に係る基本構想」に基づき、指定管理者制度移行から10年後を目途に民間移譲を目指す。</u></p> <p>（4）医療型障害児入所施設 ①総合療育センター （施設の果たしてきた役割） <u>総合療育センターは、主に肢体不自由児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療による支援を行うとともに、児童発達支援センターを設置して地域の障がい児を支援してきた。</u> <u>また、平成18年10月に設置した発達障がい者支援センターの運営に加え、令和4年6月には医療的ケア児支援センターを開設し、発達障がいや医療的なケアが必要な児童など、新たな支援を要する児童に対して支援を行ってきた。</u></p> <p>（これまでの見直し状況等）</p>	<p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等） <u>里親のもとでは養育が困難な疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されており、医療機関との連携が課題となる。</u> <u>また、乳児院には、2歳前後の愛着形成に重要な時期に安定した生活が継続できるよう、乳児期から幼児期、少年期まで一貫した養育環境が求められている。</u> <u>なお、全国的には、134カ所中、都道府県立は4カ所となっており、社会福祉法人や日赤等への移譲が進められている。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>本施設には、疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されていることを踏まえれば、医療機関との連携を図る必要がある。また、2歳前後の愛着形成に重要な時期に安定した生活が継続できるよう乳幼児から少年期まで一貫した養育環境の確保を図るため、児童養護施設との併設も検討する必要があることから、これらの可能性を検討していくべきである。</u></p> <p>（4）医療型障害児入所施設 ①総合療育センター （施設の果たしてきた役割） <u>総合療育センターは、主に肢体不自由児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療による支援を行う役割を果たしてきた。</u></p> <p>（これまでの見直し状況等）</p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p><u>前回のあり方検討において示された「療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化する」という方向性を踏まえ、計画的に施設の修繕や設備の更新を行ってきた。</u></p> <p><u>また、令和4年6月に医療的ケア児支援センターを開設し、医療的ケア児の相談支援に取り組んできた。</u></p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた_____課題等）</p> <p><u>小児科、精神科、発達障がい者支援センター等の診療・支援体制が整備されているが、県内全域からの受診・相談希望が増加しており、初診までの待機期間が長期化している。</u></p> <p><u>また、医療的ケア児支援センターについて、医療的ケア児の認知の高まり等により、県内全域からの相談が増加しており、地域における支援体制の整備が必要になっている。</u></p> <p><u>さらに、施設や医療機器・設備が老朽化しており、計画的な修繕や更新が必要になっている。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性）</p> <p><u>本県の療育体制の中核機関としての機能を強化しながら、引き続き、県立施設として運営していく必要がある。</u></p> <p><u>また、地域療育体制を支援する拠点機関として、専門性向上のための研修等により、地域での支援体制の充実に取り組んで行く。</u></p> <p><u>あわせて、施設や医療機器・設備の老朽化への対応として、計画的な施設の修繕や設備等の更新を進めていく。</u></p> <p>（5）福祉型障害児入所施設 ①大笹生学園 （施設の果たしてきた役割） 大笹生学園は、主に知的障がい児の保護、日常生活の指導及び独立自活</p>	<p><u>前回のあり方検討において示された「療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点機能を強化し、県立施設として運営する」という方向性を踏まえ、平成17年度から肢体不自由児地域リハビリテーション支援事業を開始するとともに、平成18年度には発達障がい者支援センター、平成19年度にはリハビリテーション科を設置するなど強化に努めた。</u></p> <p><u>また、県立医大の支援を受けながら、常勤医の増員等を図ってきた。</u></p> <p><u>なお、日中一時支援、短期入所など在宅の身体障がい児及び保護者のニーズに対応した支援を実施している。</u></p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等）</p> <p><u>入所児童の構成が、徐々に肢体不自由児から重症心身障がい児へ移行し、より密度の濃いケアが必要となっている。また、外来においては、発達障がい等を中心とした小児科・精神科などの受診が大幅に増加している。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性）</p> <p><u>引き続き、療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化し、県が運営する必要がある。</u></p> <p>（5）福祉型障害児入所施設 ①大笹生学園 （施設の果たしてきた役割） 大笹生学園は、主に知的障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導</p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p><u>に必要な知識・技能の付与による支援を行うとともに、「短期入所事業」、「日中一時支援事業」を行い、地域の障がい児を支援してきた。</u></p> <p>（これまでの見直し状況等） <u>運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などを勘案し、指定管理者制度を導入する方針を決定したが、公募の結果、応募がなかったことから、県内の社会福祉法人に課題等について聞き取り調査を実施している。</u></p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた_____課題等） <u>在宅ニーズの高まりから地域事業所等での受入れが進んできたことや、少子化に伴う児童数の減少などにより、県内障害児入所施設の入所率が低下している。</u> <u>また、入所児童の3～4割が重度又は最重度の知的障がいや有するほか、自閉症を伴うなど専門性の高い処遇を必要とする児童が多い傾向にある。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>県内の障害児入所施設の入所率が低下していることから、民間施設も含めて県全体の需要を見極めながら、指定管理者制度への移行も含め、運営のあり方を慎重に検討していく必要がある。</u> <u>また、専門性の高い処遇を必要とする児童への対応については、児童相談所や医療機関等と連携しながら、支援体制を整えていく。</u></p>	<p><u>及び独立自活に必要な知識・技能の付与による支援を行う役割を果たしてきた。</u></p> <p>（これまでの見直し状況等） <u>平成20年度に大笹生学園親の会から県議会に対し、施設老朽化にかかる「建替」を求める請願が提出され12月定例会で採択された。平成22年に『大笹生学園のあり方検討会議』を開催し、前回のあり方検討において示された「将来的には社会福祉法人への移譲等についても検討する」という方向性を踏まえ、改築に関する基本計画の策定と引き続き社会福祉法人への移譲等について検討していくことを確認し、新園舎を建設した。</u> <u>また、日中一時支援、短期入所など在宅の知的障がい児及び保護者のニーズに対応した支援を実施している。</u></p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等） <u>前回見直し時点に比べ、入所児童数はゆるやかな減少傾向にあるが、入所児童の半数以上が重度又は最重度の知的障がいや有するほか、自閉症を伴うなど専門性の高い処遇を必要とする児童が多い。</u> <u>また、新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込みなどを分析し、その上で、将来的な移譲等について検討を進める必要がある。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などを総合的に分析し、将来的な社会福祉法人への移譲等について今後のあり方を検討する必要がある。</u></p> <p>②郡山光風学園 （施設の果たしてきた役割） 郡山光風学園は、主に聴覚障がい児を入所させて、保護、日常生活の指</p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>導及び独立自活に必要な知識・技能の付与による支援を行う役割を果たしてきた。</p> <p>（これまでの見直し状況等）</p> <p>前回のあり方検討において示された「施設のあり方や運営の方策を検討する」という方向性を踏まえ、平成16年度から郡山光風学園と聾学校寄宿舎との役割分担等を協議し、施設の在り方について検討を進めてきたが、平成20年度に県中児童相談所一時保護所が2階に併設されたことにより、検討が中断している。</p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等）</p> <p>県内唯一の聴覚障がい児を主たる対象とする施設であるが、実際には、知的障がい、発達障がい等との重複や、家庭環境等保護者による養育が適当でない児童など、生活全般の支援が必要な児童が入所している。</p> <p>また、「障害者自立支援法」の施行に伴い、入所については原則として措置から契約方式に移行したことや聾学校寄宿舎による受入対象の拡大により、入所児童が減少する一方で、日中一時支援、短期入所など在宅の聴覚障がい児及び保護者のニーズに対応した支援を実施している。</p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性）</p> <p>今後の入所児童数の見通しや地域へのサービス提供の方法、特別支援教育との連携方法等を踏まえ、将来的な施設のあり方について、検討していく必要がある。</p>
<p>②ばんだい荘わかば （施設の果たしてきた役割）</p> <p>ばんだい荘わかばは、主に知的障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の付与の支援を行う役割を果たしてきた。</p>	<p>③ばんだい荘わかば （施設の果たしてきた役割）</p> <p>ばんだい荘わかばは、主に知的障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の付与の支援を行う役割を果たしてきた。</p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>（これまでの見直し状況等） <u>前回のあり方検討において示された「地域移行を着実に進めるとともに、引き続き県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲すべきか検討する。」という方向性を踏まえ、合築施設であるあおば・わかばを、平成18年度から一体的に公募し、指定管理者を選定・委託している。</u></p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等） <u>年齢が高くなり家庭での養育が困難になったケースや行動障害や発達障害、さらに重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活の移行先での支援等ではサービスが不足する等の理由から、入所期間が長期化している。</u> <u>なお、在宅ニーズの高まりによる障害児通所支援事業所等の受入体制整備が進んだことや、少子化に伴う児童数の減少等により入所児童数の減少が見込まれている。</u> <u>また、精神障がいや併せ持つ知的障がい児やてんかん等の医療的ケア等を必要とする入所児童が増えている。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>入所児童数が減少傾向であることを踏まえ、適切な定員数について検討を進める。</u> <u>また、必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っていく。</u></p> <p>（6）障害者支援施設 ①太陽の国ひばり寮 （施設の果たしてきた役割）</p>	<p>（これまでの見直し状況等） <u>前回のあり方検討において示された「将来的には社会福祉法人への移譲等についても検討する」という方向性を踏まえ、合築施設であるあおば・わかばを、平成18年度から一体的に公募し、指定管理者を選定・委託している。</u></p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等） <u>行動障がいや発達障がい、さらには重介護状態にある入所児童が多くなり、地域生活の移行先での支援等では不足する等の理由から、入所期間が長期化しつつある。</u></p> <p>また、精神障がいや併せ持つ知的障がい児やてんかん等の医療的ケア等を必要とする入所児童が増えている。</p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>「障害福祉サービス事業所」と連携を更に深め、地域移行を着実に進めるとともに、専門的なケアを充実させるために、医療機関等との連携を図る必要がある。</u> <u>また、ばんだい荘あおば・わかばは機能的に一体として運営されており、合築施設でもあることから、両施設併せて、強度行動障がいを併せ持つ者や医療的ケアを必要とする者、虐待を受けた者、法を犯した者などの処遇困難者を受け入れる役割を果たすため引き続き県立施設として運営するか、重度障がい児・者の受け入れが進んでいる社会福祉法人等に移譲すべきなのか検討していく必要がある。</u></p> <p>（6）障害者支援施設 ①太陽の国ひばり寮 （施設の果たしてきた役割）</p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>太陽の国ひばり寮は、障がいのある方に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う役割を果たしてきた。また、平成25年9月27日から福祉避難所として、西郷村の指定を受けている。</p> <p>（これまでの見直し状況等） <u>前回のあり方検討において示された「障害福祉サービス事業所」との連携を更に深め、地域移行を着実に進めるとともに、サービス向上を図るために段階的な規模縮小を行いながら、県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲すべきか検討する。」との方向性を踏まえ、定員を80名に削減した。</u></p> <hr/> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等） 高齢化に伴い身体機能の低下により介護度が上がったり、車いす利用が増加するとともに、高齢化・重度化により喀痰吸引等の医療的ケアを要する入所者が増加している。また、重介護状態にある入所者が多くなり、要望する地域生活の移行先では、十分な支援が得られない等の理由から、入所期間が長期化している。 <u>なお、ひばり寮は平成18年の障害者自立支援法の施行前の設備基準を経過措置により準用していること等により、居室、廊下、トイレ等が狭く、十分なスペースが確保されていない。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>引き続き身体障がい者の県立施設（指定管理施設）として運営し、居室等のスペースが十分に確保されていない建物については、入所生活における個人の尊重を図るため、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した施設の大規模改修等を進める。</u> また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。</p>	<p>太陽の国ひばり寮は、障がいのある方に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う役割を果たしてきた。</p> <p>（これまでの見直し状況等） <u>前回のあり方検討において示された「県内唯一の肢体不自由者更生施設のため、民間サービス提供体制が整うまでは、県立施設として運営するとともに入所定員を縮小する」という方向性を踏まえ、平成18年度から「障害者支援施設」及び関連施設を一括して公募し、指定管理者を選定・委託している。また、平成25年9月27日から福祉避難所として、西郷村の指定を受けている。</u></p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等） 高齢化に伴い身体機能の低下により介護度が上がったり、車いす利用が増加するとともに、高齢化・重度化により喀痰吸引等の医療的ケアを要する入所者が増加している。また、重介護状態にある入所者が多くなり、要望する地域生活の移行先では、十分な支援が得られない等の理由から、入所期間が長期化している。 <u>この他、現在は、機能訓練ができる民間施設も整備されてきており、県立施設である意義が薄れている一方で、入所者が高齢化・重度化する中、施設内で機能訓練ができるといったサービスの質を維持するためには、引き続き県立施設として運営していく必要もある。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>「障害福祉サービス事業所」と連携を更に深め、地域移行を着実に進めるとともに、サービス向上を図るために段階的な規模縮小を行いながら、県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲すべきなのか検討していく必要がある。</u> また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。</p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>②太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘 （施設の果たしてきた役割）</p> <p>太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘は、障がいのある方に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う役割を果たしてきた。</p> <p>（これまでの見直し状況等）</p> <p>前回のあり方検討において示された「<u>「障害福祉サービス事業所」と連携を更に深め、地域移行を着実に進めるとともに、サービス向上を図るために段階的な規模縮小を行いながら、県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲すべきか検討する。</u>」との方向性を踏まえ、<u>定員を80名に削減した。</u></p> <p><u>また、けやき荘及びかしわ荘については新築移転工事を実施した。</u></p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた_____課題等）</p> <p>高齢化に伴い身体機能の低下により介護度が上がったり、車いす利用が増加している。また、高齢化・重度化により喀痰吸引等の医療的ケアを要する入所者や精神障がい（精神疾患）を併せ持つ知的障がい者が増加している。</p> <p>この他、重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活の移行先での支援等では十分な支援が得られない等の理由から、入所期間が長期化している。</p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性）</p> <p><u>引き続き身体障がい者や知的障がい者の県立施設（指定管理施設）として位置付け、入所者の人格・人権等の尊重を第一として運営するとともに、老朽化・狭隘化が問題となっているかえで荘については、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した建替等を進めていく。</u></p>	<p>②太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘 （施設の果たしてきた役割）</p> <p>太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘は、障がいのある方に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う役割を果たしてきた。</p> <p>（これまでの見直し状況等）</p> <p>前回のあり方検討において示された「<u>大規模施設は段階的に規模を縮小する。処遇困難者への対応施設及び民間施設職員の研修的な役割を担う施設は、県立施設として運営する</u>」という方向性を踏まえ、平成18年度から「<u>障害者支援施設</u>」及び関連施設を一括して公募し、指定管理者を選定・委託している。また、平成25年9月27日から福祉避難所として、西郷村の指定を受けている。</p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等）</p> <p>高齢化に伴い身体機能の低下により介護度が上がったり、車いす利用が増加している。また、高齢化・重度化により喀痰吸引等の医療的ケアを要する入所者や精神障がい（精神疾患）を併せ持つ知的障がい者が増加している。</p> <p>この他、重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活の移行先での支援等では十分な支援が得られない等の理由から、入所期間が長期化している。</p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性）</p> <p><u>「障害福祉サービス事業所」との連携を更に深め、地域移行を着実に進めるとともに、サービス向上を図るために段階的な規模縮小を行いながら、強度行動障がい者を併せ持つ者や医療的ケアを必要とする者、虐待を受けた者、法を犯した者などの処遇困難者を受け入れる役割を果たすため、引き続き県立施設として運営するか、高齢化の対応や重度障がい者の受け入れ</u></p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>③ばんだい荘あおば （施設の果たしてきた役割） ばんだい荘あおばは、障がいのある方に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」<u>を行う役割を果たしてきた。</u></p> <p>（これまでの見直し状況等） 前回のあり方検討において示された「<u>地域移行を着実に進めるとともに、引き続き県立施設として運営するか、社会福祉法人等に移譲すべきか検討する。</u>」という方向性を踏まえ、合築施設であるあおば・わかばを、平成18年度から一体的に公募し、指定管理者を選定・委託している。</p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた課題等） 行動障がいや発達障がい、さらには重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活の移行先での支援等では不足する等の理由から、入所期間が長期化している。 また、自閉症を併せ持つ重度行動障がい者の入所希望が多くなっているとともに、精神障がい（精神疾患）を併せ持つ知的障がい者やてんかん等の医療的ケア等を要する入所者が増えている。</p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>必要な修繕の実施や適正な定員規模を検討しながら、引き続き県立施設（指定管理施設）として、一体的（児者併設）な仕組みによる運営を行っ</u></p>	<p><u>が進んでいる社会福祉法人等に移譲するべきなのか検討していく必要がある。</u> <u>また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。</u> <u>さらに、引き続き、処遇困難者への対応を行うとともに、民間施設職員への研修機動的な役割を果たしていく必要がある。</u></p> <p>③ばんだい荘あおば （施設の果たしてきた役割） ばんだい荘あおばは、障がいのある方に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う役割を果たしてきた。</p> <p>（これまでの見直し状況等） 前回のあり方検討において示された「<u>大規模施設は段階的に規模を縮小する。処遇困難者への対応施設及び民間施設職員の研修的な役割を担う施設は、県立施設として運営する</u>」という方向性を踏まえ、合築施設であるあおば・わかばを、平成18年度から一体的に公募し、指定管理者を選定・委託している。</p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等） 行動障がいや発達障がい、さらには重介護状態にある入所者が多くなり、地域生活の移行先での支援等では不足する等の理由から、入所期間が長期化しつつある。 また、自閉症を併せ持つ重度行動障がい者の入所希望が多くなっているとともに、精神障がい（精神疾患）を併せ持つ知的障がい者やてんかん等の医療的ケア等を要する入所者が増えている。</p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>「障害福祉サービス事業所」と連携を更に深め、地域移行を着実に進めるとともに、専門的なケアを充実させるために、医療機関等との連携を図</u></p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p><u>ていく。</u> <u>また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。</u></p> <p>(7) 太陽の国関連施設 ①太陽の国クリニック (施設の果たしてきた役割) 太陽の国クリニックは、太陽の国各施設の入所者に対する医療とリハビリテーションによる心身の機能回復や公的福祉医療機関として地域住民の医療に寄与してきた。</p> <p>(これまでの見直し状況等) <u>前回のあり方検討において示された「患者・家族の意思を尊重した看取りの推進等による入院稼働の減少のため、診療体制について検討する必要がある。」との方向性を踏まえ、令和3年4月から病床10床の有床診療所に移行し、太陽の国クリニックと名称を変更した。</u> <u>引き続き、医師の確保に向けた協議や診療体制の見直しにかかる調整に取り組んでいるところ。</u></p> <p>(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた_____課題等) <u>医療従事者（医師・看護師・薬剤師・診療放射線技師等）の確保が困難な状況にあることに加え、医師の働き方改革等の社会情勢も考慮した医療人材の確保が必要である。</u> <u>また、重度の障がいを抱える太陽の国施設入所者が高齢化している実態及び県南地域の医療提供体制を踏まえた上で、機能や規模の見直しを継続する必要がある。</u> <u>あわせて、施設が老朽化していることに加え、診察室やトイレが現在の</u></p>	<p><u>る必要がある。</u> <u>また、ばんだい荘あおば・わかばは機能的に一体として運営されており、合築施設でもあることから、両施設併せて、強度行動障がい併せ持つ者や医療的ケアを必要とする者、虐待を受けた者、法を犯した者などの処遇困難者を受け入れる役割を果たすため引き続き県立施設として運営するか、重度障がい児・者の受け入れが進んでいる社会福祉法人等に移譲すべきなのか検討していく必要がある。</u></p> <p>(7) 太陽の国関連施設 ①太陽の国病院 (施設の果たしてきた役割) 太陽の国病院は、太陽の国各施設の入所者に対する医療とリハビリテーションによる心身の機能回復や公的福祉病院として地域住民の医療に寄与してきた。</p> <p>(これまでの見直し状況等) <u>「障害者支援施設」の指定管理委託化の動きに合わせて、平成18年度から太陽の国病院のほか、「障害者支援施設」、厚生センター、勤労身体障がい者体育館、中央公園を一括して公募し、指定管理者を選定・委託している。</u></p> <p>(利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等) <u>県全体の医療従事者不足の影響により、常勤医師1名のほか、薬剤師・診療放射線技師の確保が課題となっている。</u> <u>また、施設での看取りの推進などにより、入院稼働率が下がっており、診療体制の見直しを行う必要がある。</u> <u>この他、障がい者の地域移行の推進により、地域生活に移行した障がい者を含む一般在宅医療の提供についても検討を行う必要がある。</u></p>

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p><u>利用実態に適合しておらず、改修を要する箇所が存在する。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>太陽の国施設入所者が安心して生活するためには、定期的・継続的な健康管理を行い、迅速に医療的ケアを提供できる体制が不可欠であり、医療機関が必要であるため、引き続き、医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、重度の障がいを抱える入所者が高齢化している実態に対応できるよう、機能や規模についての見直しを継続する。</u></p> <p><u>また、入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たしていくとともに、クリニックの役割を踏まえた上で、施設の老朽化に対応するための大規模改修等を進める。</u></p> <p>②太陽の国交流センター （施設の果たしてきた役割） 太陽の国交流センターは、太陽の国各施設の入所者やその家族、事業団職員等の福利厚生施設並びに研修施設として、施設入所者とその家族の面会交流や宿泊、職員や学生等の施設実習、研修の際の会場等に使用してきた。</p> <p>（これまでの見直し状況等） <u>前回のあり方検討において示された「地域に開かれた活用方法など幅広く、利活用の方策を検討していく必要がある」との方向性を踏まえ、施設の名称を厚生センターから交流センターに改称し、認知症カフェ等の西郷村と連携した地域住民との交流イベントを行うなど、利活用推進を図ってきた。</u></p> <p><u>また、施設の利用状況や近隣の宿泊施設の整備状況等を踏まえ、宿泊機能を廃止した。</u></p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた_____課題等） <u>コロナ禍以降、研修や会議のオンライン化が進んでおり、会議室の活用ニーズが減少している上、新たに建て替えた入所施設には家族室や交流ス</u></p>	<p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>太陽の国の利用者に対する医療機関は必要であるため、引き続き、医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、患者・家族の意思を尊重した看取りの推進等による入院稼働の減少のため、診療体制について検討する必要がある。</u></p> <p><u>また、入所者だけではなく、地域に開かれた医療機関としての役割を果たすとともに、今後は地域で暮らす障がいのある方のニーズを踏まえた医療の提供についても検討していく必要がある。</u></p> <p>②太陽の国厚生センター （施設の果たしてきた役割） 太陽の国厚生センターは、太陽の国各施設の入所者やその家族、事業団職員等の福利厚生施設並びに研修施設として、施設入所者とその家族の面会交流や宿泊、職員や学生等の施設実習、研修の際の会場等に使用してきた。</p> <p>（これまでの見直し状況等） <u>「障害者支援施設」の指定管理委託化の動きに合わせて、平成18年度から太陽の国病院のほか、「障害者支援施設」、厚生センター、勤労身体障がい者体育館、中央公園を一括して公募し、指定管理者を選定・委託している。</u></p> <p><u>また、平成25年9月27日から福祉避難所として、西郷村の指定を受けている。</u></p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等） <u>市街地にホテルが建設され、料金も安価に設定されていることから、施設宿泊者が少ない状況である。また、入所者の家族の高齢化に伴い、施設への来訪ができなくなり、宿泊施設としての利用が減少している。</u></p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p><u>ペース等が整備されている。</u> <u>また、西郷村と連携した利活用も模索してきたが、村中心部から離れた立地もあって定着が難しい。</u> <u>なお、令和5年4月の宿泊機能廃止以降、食堂利用も1日当たり10人程度に減少したため、令和5年10月より事前予約制に変更した。その後も更に利用者が減少している。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>宿泊機能廃止後の利用状況や現状のニーズを踏まえ、交流センターの機能や役割について、他施設での代替可能性を含めて検討を行う。</u> <u>検討結果を踏まえ、施設機能が他の施設で代替可能な場合は、計画的に施設を廃止していく必要がある。</u></p> <p>③勤労身体障がい者体育館 （施設の果たしてきた役割） 太陽の国勤労身体障がい者体育館は、勤労身体障がい者のスポーツ振興及び福祉の増進を図り、もって心身の健全な発達と勤労意欲の高揚に寄与することを目的に設置され、入所者や地域の方々に利用されてきた。 <u>また、地域の一般住民の避難所として開放している。</u></p> <p>（これまでの見直し状況等） <u>「障害者支援施設」における指定管理者制度の導入の動きに合わせて、平成18年度から太陽の国クリニックのほか、「障害者支援施設」、交流センター、勤労身体障がい者体育館_____を一括して公募し、指定管理者を選定・委託している。</u> <u>また、施設の経年劣化に対応するため、計画的に修繕を実施している。</u></p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた_____課題等） <u>利用者が固定化され新規利用は伸び悩んでいるものの、地域の障がい者スポーツ団体や一般団体の活動の場として定期的に利用されていることから、利用者の安全性の確保のため、施設機能の維持に最低限必要な修繕工</u></p>	<p><u>また、施設の利用時間及び利用料金については、条例等で規定されており、指定管理者の裁量では決めることができない。さらに、その利用料金は、県の収入になるため、利用者数が増えても指定管理者の収入が増えることがなく、インセンティブが働かない状況にある。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討していく必要がある。</u> <u>また、利用料金制度など、指定管理者にインセンティブが働くような仕組みを導入するとともに、地域に開かれた活用方法など幅広く、利活用の方策を検討していく必要がある。</u></p> <p>③勤労身体障がい者体育館 （施設の果たしてきた役割） 太陽の国勤労身体障がい者体育館は、勤労身体障がい者のスポーツ振興及び福祉の増進を図り、もって心身の健全な発達と勤労意欲の高揚に寄与することを目的に設置され、入所者や地域の方々に利用されてきた。</p> <p>（これまでの見直し状況等） <u>「障害者支援施設」の指定管理委託化の動きに合わせて、平成18年度から太陽の国病院のほか、「障害者支援施設」、厚生センター、勤労身体障がい者体育館、中央公園を一括して公募し、指定管理者を選定・委託している。</u> <u>また、地域の一般住民の避難所として、開放している。</u></p> <p>（利用者の状況の変化、社会情勢の変化を踏まえた新たな課題等） <u>太陽の国の入所者の高齢化や障がいの重度化により、入所者の利用が少ない状況であるとともに、近隣の市町村の体育館整備が進んだことにより、一般の利用者は、ある程度固定化され、利用が伸び悩んでいる。</u></p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>事を実施している。</p> <p><u>また、上記のとおり、これまで地域の障がい児者、地域スポーツ団体等との交流という役割を担ってきたことから、障がい児者や関係者が利用しやすい施設として、引き続きその役割を果たす必要がある。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>将来的に大規模修繕や建替が必要になるまでは、安全性を確保しながら活用していく。</u> <u>また、新規利用者の獲得のため、地域への効果的な周知広報を検討していく必要がある。</u></p> <p>④太陽の国_____管理センター （施設の果たしてきた役割・課題等）</p> <hr/> <p>太陽の国管理センターは、太陽の国の各施設間の連絡調整、敷地管理、各種研修受入れ、各共通施設の管理・運営などの業務を行ってきた_____。</p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） _____管理センターは共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しや建替状況を踏まえて、必要な機能及び修繕を検討する必要がある。</p> <p>⑤給食センター・洗濯センター （施設の果たしてきた役割・課題等） 太陽の国給食センターは、太陽の国各施設及び西郷養護学校の給食の調理・配送を、洗濯センターは、入所者の衣類等の洗濯・乾燥・集配送を行ってきた。<u>いずれも計画的に修繕を実施しながら活用しており、洗濯センターは施設入所者の日中活動の場にもなっている。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） 現在のようにセンターを設置する方法と完全委託化する方法を比較する</p>	<p><u>また、厚生センターと同様に施設の利用時間及び利用料金については、条例等で規定されており、指定管理者の裁量では決めることができない。さらに、その利用料金は、県の収入になるため、利用者数が増えても指定管理者の収入が増えることがなく、インセンティブが働かない状況にある。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>当面は施設機能を維持しつつ、将来的に建替え等が必要になった場合は、施設の廃止を検討していく必要がある。</u> <u>また、利用料金制度など、指定管理者にインセンティブが働くような仕組みを導入するとともに、地域に開かれた活用方法など幅広く、利活用の方策を検討していく必要がある。</u></p> <p>④太陽の国中央公園・管理センター （施設の果たしてきた役割・課題等） <u>太陽の国中央公園は、太陽の国施設利用者や地域住民の憩いの場としての利用に供するために設置され、入所者や地域の方々に利用されてきた。</u> <u>太陽の国管理センターは、太陽の国の各施設間の連絡調整、敷地管理、各種研修受入、各共通施設の管理・運営などの業務を行ってきた。また、施設の独立化のため、合併浄化槽や単独ボイラーを設置した。</u></p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） 中央公園、管理センターは共通施設であるため、太陽の国各施設の見直しを踏まえて、必要な機能を検討する必要がある。</p> <p>⑤給食センター・洗濯センター （施設の果たしてきた役割・課題等） 太陽の国給食センターは、太陽の国各施設及び西郷養護学校の給食の調理・配送を、洗濯センターは、入所者の衣類等の洗濯・乾燥・集配送を行ってきた。</p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） 現在のようにセンターを設置する方法と完全委託化する方法を比較する</p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>など、運営の効率性を検証しつつ、入所者の生活の質をに直結するサービスであることも考慮した上で、今後の方向性を検討する必要がある。</p> <p>⑥終末処理場 （施設の果たしてきた役割・課題等） 太陽の国終末処理場は、太陽の国各施設からの下水の集中処理を行ってきた。 老朽化している終末処理場の廃止に向け、県立施設については、合併浄化槽を設置したが、社会福祉事業団に移譲した施設への合併浄化槽設置が終わっていない状況にある。 （課題を踏まえた今後の方向性） 社会福祉事業団に移譲した施設の合併浄化槽の設置状況を踏まえ、計画的に施設を廃止する必要がある。</p> <p>⑦エネルギーセンター （施設の果たしてきた役割・課題等） 太陽の国エネルギーセンターは、ボイラーによりつくられた高温水を高架上のパイプラインを通じて太陽の国各施設へ供給することにより、一括して熱源を供給してきた。 各施設の独立化のため、各施設に単独ボイラーを設置し、エネルギーセンターを廃止した。</p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>地下に残存する重油タンク</u>を計画的に撤去する必要がある。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>など、運営の効率性を検証し_____た上で、今後の方向性を検討する必要がある。</p> <p>⑥終末処理場 （施設の果たしてきた役割・課題等） 太陽の国終末処理場は、太陽の国各施設からの下水の集中処理を行ってきた。 老朽化している終末処理場の廃止に向け、県立施設については、合併浄化槽を設置したが、社会福祉事業団に移譲した施設への合併浄化槽設置が終わっていない状況にある。 （課題を踏まえた今後の方向性） 社会福祉事業団に移譲した施設の合併浄化槽の設置状況を踏まえ、計画的に施設を廃止する必要がある。</p> <p>⑦エネルギーセンター （施設の果たしてきた役割・課題等） 太陽の国エネルギーセンターは、ボイラーによりつくられた高温水を高架上のパイプラインを通じて太陽の国各施設へ供給することにより、一括して熱源を供給してきた。 各施設の独立化のため、各施設に単独ボイラーを設置し、エネルギーセンターを廃止した。</p> <p>（課題を踏まえた今後の方向性） <u>煙突及び地下重油タンク、各施設を結ぶパイプラインや高架等の残っている施設</u>を計画的に撤去する必要がある。</p> <p>⑧白樺寮 （施設の果たしてきた役割） 太陽の国白樺寮は、太陽の国の職員の福利厚生施設として、職員の住居を提供してきた。</p>

県立社会福祉施設のあり方（意見具申）本文 新旧対照表

新（今回意見具申）	旧（平成28年意見具申）
<p>族に不安を与えることがないよう、十分な配慮が必要である。</p> <p>本意見具申は、<u>県立社会福祉施設のあり方にかかる意見を取りまとめたものであるが、根底には、障がいを持つ人や高齢者などに優しい社会が子育てしやすい社会にもつながっていくとの理想が込められている。</u>これからの福島県が目指す「<u>全ての県民が心身ともに健康で、幸福を実感できる県づくり</u>」の実現に貢献できれば幸いである。</p>	<p>族に不安を与えることがないよう、十分な配慮が必要である。</p> <p>本意見具申が、これからの福島県が目指す「<u>人と地域のつながりに支えられ、子どもたちが健やかに育ち、高齢者、障がい者、すべての人が健康で生きがいと幸せを実感でき、安心して暮らせる新しいふくしま</u>」の実現に貢献できれば幸いである。</p>